

平成26年第3回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成26年10月 1日（水）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	観光課長	吉田	隆
副町長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
教育長	山本	和博	農林水産課長	佐々木	千明
総務課長	大庭	孝久	上下水道課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	建設課長	春木	茂正
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	濱田	勉
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	藤川	芳人	五箇支所長	宮本	智幸
保健課長	長田	栄	都万支所長	田中	秀喜
環境課長	阿部	眞澄	財政係長	宇野	慎一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 1人

1、議員提出議案の題目

発議第 2号「国境離島特別措置法（仮称）の早期制定を求める意見書」

発委第 3号「手話言語法制定を求める意見書」

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時32分）

日 程 第 1、委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第100号から議第116号までの補正予算案及び条例関係等17件、決算認定14件、陳情1件、要望1件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：8番 小野昌士 議員

○8番（小野昌士）

総務教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は議第 100 号から 116 号、認定第 1 号から 13 号、陳情 1 件でございます。結論から申し上げますと全ての議案については、全会一致で「可決」すべしでございます。陳情 1 件については、「採択」でございます。委員会の開催日は、休会中の 9 月 4 日、5 日、8 日、会期中の 26 日から 30 日の計 6 日間でございます。

それでは、所管の審査事項の主な意見・指摘事項等を報告いたします。

まず、始めに、一般会計、特別会計予算について、一点目は、隠岐温泉 GOKA 管理運営事業では天然ガス検査等の補正予算 40 万 2,000 円ですが、GOKA 温泉については第 2 次行革で大規模修繕の発生、泉源の枯渇等が起こるまでは経営の改善を図りながら運営を続けるとなっております。

現在、経営改善計画の策定を急いでおりますが、委員からいくら経営改善計画を立てて運営しても今の形ならば毎年 1,000 万円以上の一般財源が必要となる。廃止あるいは休止、利活用変更等検討すべきである等の意見があり、抜本的改修をする考えがなければ行革で廃止を含め検討するように指摘しました。

次に、高齢者福祉施設整備事業は小規模居宅介護事業所等、3 施設のスプリンクラー、自動火災報知設備等でございます。民間事業所のそうした整備については計画的に整備していくのかとの意見に、平成 30 年までに事業所からの要望により順次整備を図っていくということです。現状では民間事業所の未整備設備はスプリンクラー 6 施設、火災報知器設備 5 か所となっています。事業所との連携を密にして早期に整備を図るよう指摘をいたしました。

次に、隠岐島文化会館・音響設備等改修事業については、現在の設備は 16 年経過しておりたびたび故障が生じ使用者に迷惑をかけている状況である。今回音響設備等改修し利用の拡大を図るものでございます。

委員から機器納入について島内業者指名のことだが、配線工事は島内でできても音響設備はメンテナンスを含め島内業者で対応できるのか等の意見がございました。分割発注も含め他のところの改修等調査して適正な対応と財団職員の技術研修等行うよう指摘をいたしました。

次に、新町建設計画の一部変更について及び隠岐の島町総合振興計画の一部変更についてでございます。

合併特例債活用が 10 年から 15 年に延長する法改正が行われたため、26 年度以降も活用する必要が有り期間の変更をするものです。また新町の人口・世帯数指標を 22 年までは国勢調査に修正し、27 年から 32 年までは推計値とする変更でございます。

委員から旧村に組織してある地域協議会にそうした変更は諮問する必要はないかとの意見にそれぞれ協議会には今説明に出向いているとのこと。国の「まち・ひと・しごと創生本部」により自治体ごとの診断書、処方箋づくりが求められます。新たな隠岐の島町創生について合併10年の検証を含め総合計画見直しを検討するよう望みます。

次に、物品購入契約の締結でございます。

中条デイサービスセンター介護浴槽購入については、現在の浴槽が14年経過し、使用に耐えられなくなったため新たに購入するものですが、利用者の安心感、現状と変わらない浴槽ですが、施設の改造等がいないということでメーカーの指定をして見積入札しております。浴槽539万円、搬送車2機176万円、諸経費47万円、計762万円税抜きで購入するものです。

入札が終わっておりますが、今後は予定価格決定の過程でメーカー指定方式が正しいのか、直接メーカーからの価格見積り等事前に十分過ぎるほど検討して予定価格を決定するよう指摘をしました。

次に、決算認定関係でございます。

企画費関係で、少子・高齢化等により隠岐の島町でも今地域コミュニティ力の低下によって地域の安心・安全が確保できなく、昔からの慣習が維持できない現状となっておりま

す。隠岐の島町では地域の区・自治会等が集落維持及び活性化のために行う事業に集落活性化交付金を、85地区に3,695万2,000円交付して活性化を図っています。ただ90地区の中で5地区は取組みができないでいます。今後も事業を続けるとするならば全地区が取組めるよう働きかけを行うことと併せ、10年、20年先に現状の集落維持が図られるのか、各集落の現状把握と地域担当チーム制度を導入し、集落間で助け合って地域づくりを推進する仕組みづくりと交付金のあり方も含め検討するよう要望いたしました。

次に、教育費関係です。

隠岐の島町教育委員会、点検・評価報告書を中心に説明を受け審査しました。

隠岐世界ジオパーク推進事業3,174万5,000円では、交流人口が思うほど増加していない、今後再認定も含め住民へのジオパークの認識を深めることが求められます。

当委員会では、役場本庁にジオパークの窓口を設置して一体的に推進する体制を図るべきだと指摘しております。ジオパーク窓口設置について検討するよう再度指摘をいたしました。

次に、陳情第1号は、「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」でございます。全会一致で「採択」すべしとしました。提出者は、島根県ろうあ連盟 連盟長廣戸勉氏で

あります。障がい者基本法では「全て障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めております。手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備は必要であると結論付けました。

その他事項で二点ほど報告します。

学校給食業務民間委託については、第2次行財政改革実施計画の変更手続きを経てから検討するよう指摘をいたしました。

次に、布施日の丸保育所閉園についてでございます。

平成25年1月に日の丸保育所運営委員と町との意見交換会が開催され、9名の園児が平成26年には6名となる。経費を節減しながら留保基金を取り崩して26年度までは運営継続をして27年度以降は今後検討となっておりました。26年度になり基金の枯渇、27年以降の園児数、現状の補助金だけでは運営できない等のことで、26年5月より再三にわたり運営委員会、保護者会、町等と協議の結果、9月18日の運営委員会において本年度末をもって閉園することに決定をいたしました。

町はその報告を尊重し、今後の子ども・保護者・職員の雇用等について支援、協力していくとのことです。委員会としては子どもの通園、保護者の意向、雇用されている方の再就職等できる限りの支援をするように要望をいたしました。

次に、行政視察について概要を報告します。

平成26年8月19日から21日の間に行政視察を行いました。先進地は、大阪府池田市と兵庫県養父市でございます。

目的は、ふるさと納税制度、これは池田市ですが、ふるさと納税制度による自主財源確保、まちおこし、産業開発の取組みと、養父市は、地域自治組織強化対策並びに子育て支援について研修をいたしました。

視察地の概要を申し上げます。

池田市は、古典落語の舞台で「落語みゅーじあむ」を拠点に「落語のまち池田」としてまちを盛り上げている。人口10万2,000強、面積22平方キロメートルで、インスタントラーメン(日清食品会社)発祥の地でございます。また、ダイハツ自動車本社等の企業もあり26年一般会計歳入予算344億のうち約60パーセントが自主財源の市でございます。

養父市は氷の山、だいたい1,510メートルだそうです。正面に望む別宮の棚田130枚を有し、今、国家戦略特別区域・農業特区指定となっております話題の市であります。平成16

年4町が合併して誕生した市ですが、合併時3万人の人口が現在2万6,000人、高齢化率33.5パーセント、空家とか耕作放棄地等の増加で経済力の低下、地域コミュニティの維持等の課題をかかえている。面積は非常に広く422平方キロメートル、一般会計予算が182億規模の市であります。

池田市の「ふるさと納税」についてふれておきます。

池田市では、ふるさと納税導入への対応として、本市への寄付金を呼び込むため、平成20年3月に「みんなでつくるまちの条例」を制定しております。これにより自主財源の確保、寄付金に係る手続の透明化を図り、寄付金控除の対象外となる5,000円相当の謝礼品を贈呈することで寄付者の負担軽減も図っております。

寄付金の使いみちは、観光の振興・公益活動の促進で、その他市長が必要と認める事業を含め14事業に寄付者が指定する仕組みとなっております。1万円以上の寄付者については5,000円相当の謝礼品を進呈をいたしております。謝礼品はパンフレット、商品写真24品目で選びまして、一番多いのは日清食品のインスタントラーメン詰め合わせセットがだいたい8割から9割だそうです。寄付状況は25年度3,739件、4,747万円となっております。なお、商品については、企業からの採用申請により選定しているということでございます。

次に、養父市の新たな自治組織について若干ふれておきます。

養父市も人口減少で、負のスパイラルで空洞化した町並み、空き店舗、耕作放棄地等、自信や誇りを喪失しかけているところだと言っております。集落がだいたい154集落ありまして、25年3月で限界集落が11、準限界集落が70集落あるそうでございます。そうしたことで、まちづくり基本条例に基づき新たな地域自治組織を設立し、自分たちの地域は自分たちで守り・つくる、そういう目標で今進んでおりまして、その支援として地域担当チーム制度を組織しております。

地域担当制度は、市内を18の小学校区旧校区を含むそうですが、小学校区に各5名の担当職員を兼務辞令で配置をしております。配置の職員については、基本的には地域出身の人を充てるということでございます。具体的にはいわゆる小学校区で“〇〇校区地域自治協議会”というものを何ぼかの集落でつくってそこに理事が5名おりまして、事務局も地域活動推進員という人で専門の人を充ててやっております。5年で今18校区だいたい組織はできたと聞いております。

そこに町として支援をするわけですが、財政の方は設立の補助金と、包括交付金というもの年1億出しております。それには専従職員のいわゆる事務局職員ですが、地域活動推進

員という名前で250万、各小学校区の協議会に均等割りで100万、その他条件割として人口割・世帯割・面積割・高齢化率割というふうに財源を分配しております。

いろいろと今まで地域担当チームで5年かかって組織はできておりますので、その反省点として、職員が兼務で当るわけですが11ほど反省点があります。のちに資料で見たいと思いますが、やはり夜間や休日にそうした会議が多いということでどうしても職員に負担がかかるということや、制度の理解が十分でないことから職員に対する誤解が生まれやすい、いわゆる会議や催し物に出て来て、当然職員が何でもしてくれるという意識が強いということがございます。いろいろ資料はありますので、後ほど事務局で保管をしておきますので参考にさせていただきたいと思います。

次に、養父市の子育て支援について若干ふれておきます。

減少する職員で行政サービスの維持及び効率的な運営を目的に21年度からグループ制を導入し、これに併せて教育委員会に子ども育成課を新設し0歳から一貫した教育環境づくりを推進するために市長部局から子ども子育てに関する子ども家庭相談、要保護児童対策などを移管して、教育委員会において保・幼・小・中・での連携を密にした要務を行うようにしております。

具体的には、保育所の管理運営、子ども子育て支援と教育委員会の事務を一体的に行うという仕組みでございます。

何れにしましても、隠岐の島町でも、今後、各集落維持・活性化は大きな課題となっております。職員の減少も含め課題解決にどう対応すべきか、養父市の取組みや、これからのまちづくりへの創造的な取組みではないかというふうに感じました。

以上簡単ですが報告いたします。資料については、事務局に保管してありますので参考にしてほしいと思います。

なお、所管の調査事項である教育文化の振興に関する調査、保健・医療・福祉に関する調査については議会閉会中も引き続き調査研究いたします。

○議長（石田茂春）

次に、産業建設常任委員長：4番 佐々木雅秀 議員

○4番（佐々木雅秀）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

本定例会で付託されました、平成26年度一般会計及び各特別会計補正予算、条例の一部改正、町道路線の変更及び廃止、工事請負契約計7件と、平成25年度一般会計及び各特別会計

歳入歳出決算認定4件、並びに隠岐航路に係る本土寄港地を1港とする要望1件、計12件の審査と本委員会所管の調査事項並びに行政視察について調査しましたので、審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は、議会閉会中の7月28日、9月5日、8日、会期中の9月26日、29日、30日の6日間開催し、必要に応じ担当課から資料の提出と説明を求めて慎重に審査をいたしました。

審査の結果、一般会計及び各特別会計補正予算、条例の一部改正、町道路線の変更及び廃止、工事請負契約計7件については全会一致で「可決」すべし、決算関係については全会一致で「認定」すべしとし、要望については、まだ調査が必要であり継続して「審査」すべしと決定いたしました。

それでは議案の審査過程での執行部からの説明、委員からの質疑のうち、主なものについて申し上げます。

始めにホテルMIYABIの補正予算1億3,451万1,000円についてであります。

内訳は、改修工事9,711万3,000円、開業時指定管理者の立替金1,866万9,000円、耐震診断調査497万9,000円、休業補償1,375万円となっております。

委員からは、工事費の明細がないことと、工事を3つに分ける理由は何か、工期は11月から3月というが間に合うのか、防水工事など追加の工事が出ることはないか、指定管理者が立て替えた開業費の明細を示せ、町負担と指定管理者負担との割り振りはどうか、開業してから8月までの実績を示せ、休業補償費を支払う根拠とその明細はどうか、休業期間中の集客はどうするのか、料理や電話対応の改善は、ホテルとしてのグレードはどう考えるかなどの質疑がございました。

執行部からは、入札事務の関係もあり明細は出せないが、建築工事・電気設備工事・機械設備工事に分けることで多くの業者が参加できる。追加工事については、配管など開けてみないと判らない部分もあるが現段階では無い。工期も間に合わせる。開業費については、慎重に協議して納得のいく負担としたい。休業補償については、指定管理者の募集時に11月から休業するとし、指定管理者と十分協議して決めるとしている。来年度への集客の営業は継続するので3名の人件費と3月のパートの賃金及び水光熱費などの経常経費であり、実績により協議して支払うことになる。グレードとしては、バリアフリーやベッドの設置など少しレベルの高いものを考えており、もてなしの改善についても指定管理者と協議するとの答弁がありました。

委員会としては、今後とも不測のことに適切に対応するためにも所管課と議会が情報を共

有しながら事業を進めるよう求めるものであります。

次に隠岐松葉ガニブランドPR 事業の補正予算 260 万円の変更についてであります。

当初、価格が著しく低迷している隠岐松葉ガニについて、新たに販売PR用の「認証タグ」を製作する費用の一部を支援することとしていたが、JF しまねとの調整が難航したことから、以前より町内カニ籠業者からの強い要望のあった「一時蓄養のための水槽」を前倒しで実施することに変更するものであります。

試験的に整備するものであり、カニツアーや宿泊施設などを対象とした島内供給体制の充実を図るとともに生産者の所得向上を目的とします。1.6 トン型の水槽で、紫外線殺菌装置や、水温調整装置付きで一度に約 200 枚のカニを蓄養できるものであります。将来 10 基に増やすことを視野にカニ籠業者が運営するものであります。

委員会としては、業者の所得向上につながると同時に、境港から逆輸入して賄っているカニツアーなどの鮮度や品質の改善が期待でき、サービス改善に貢献できるものと期待するものであります。

三点目は、平成 25 年度決算認定についてであります。

上水道事業会計の決算審査報告書についての課題に水道料の未収金の徴収について指摘があります。毎年 200 万円から 300 万円の未収金が発生している状況であり、所管課としては、最悪の対応としての停水措置も実施して徴収に努めているとのことであります。

また、平成 28 年度まで簡易水道の上水道への統合事業を進めているところでありますが、統合後の料金改定については、値上げをせざるを得なくなりますが、使用量の減少や消費税の改定など、調査検討後の平成 29 年度に改訂して実施するとのことであります。

委員会としても、安心安全な生活を守るため適正な対応を求めるものであります。特に誠実な納税者のいることに鑑み、料金の負担が不公平な結果とならないよう徹底した徴収対策を強く求めるものであります。

四点目は、地域産業の振興に関してであります。

株式会社隠岐振興は、高速船事業が終了した結果、株主が隠岐の島町単独となり、先の 6 月定例会において、使命が終わったので解散すべきという意見に対し、執行部からは 9 月を目途にその方向性を示すとのことであります。

委員からは、未だにその方向性が示されていないので約束どおり報告せよ。現在隠岐振興が指定管理者となっている隠岐ポートプラザの来年度の募集が 9 月 1 日から 9 月 30 日の期間で行われているが混乱の元だ。初めて指定管理に出す場合はその期間は 3 年であって 5 年間

はおかしいではないか、デイサービスセンターの例もある。隠岐振興が存続するにしても資本金は今のままでは大きすぎないか、縮小すべきだ。隠岐振興は、組織は株式会社であっても隠岐の島町が株主であり役員であるので指定管理者とするのはおかしい、直営とすべき。との質疑がありました。

執行部からは、隠岐振興の方向性については改めて経過も含め報告する。施設を初めて指定管理に出すときは3年であり、継続している場合は5年としている。応募の計画は5年としており、隠岐振興以外の応募も想定している。

委員会としては、何れにしても隠岐振興の存続、解散、組織のあり方の方向性を示すよう求めるものであります。

五点目は、「MAMEDAGIA FES 2014」野外音楽フェスティバル事業であります。

9月27日、28日と前夜祭を含め3日間にわたり実施されました。

本町合併10周年にあたり、純粋に町民を元気にすることを目的として職員提案により実施したものであり、地域振興基金を財源とするものであります。公募6名、町職員7名の実行委員会を組織して1年前にスタートしたものであります。

委員会としては、ジオパーク世界認定とも連携して情報発信し、地域振興に寄与するものと承認した事業であります。しかしながら、現実には超大物という振れ込みを含めて出演するアーティストが直前まで決定しなかったこと、集客規模について当初は島内外5,000人の計画であったところ券の売れ行きが芳しくなく2,000人余りに修正を余儀なくされたこと、更には、このような事業自体の取組み方、全体の見通し、プロモーターとの関係、財源や駐車料金を徴収するかどうかに至るまで多くの問題が出てきたところであり、委員会においても継続して議論してきたところであります。

このような議論の中で、執行部からは改めて次のような答弁がありました。子どもたちに今まで経験したことのない音楽を聞かせ、夢と希望を与えることが大切であり、また、この事業に取り組んだ若者にとっては、困難な経験が必ず将来の財産になると考えると。今月末に事業報告をするとのことでありますので、委員会としても、それをもって総括することといたします。

次に、行政視察の報告をいたします。

8月20日水曜日、午後1時30分から中心市街地活性化の取組みについて調査いたしました。

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、周囲は伊吹山系の山々と琵琶湖に面しており、面積

は 680.79 平方キロメートル、人口は平成 26 年 4 月 1 日現在、約 12 万 2,000 人です。

平成 18 年 2 月、1 市 2 町が合併した後、平成 22 年 1 月、1 市 6 町が合併して現在に至っております。

長浜市の中心市街地は、昭和 54 年頃以降、大規模集客施設の郊外出店や車社会の進展により中心市街地から人が姿を消し始め、伝統的な人口集積地域がいわゆるシャッター街となって衰退していきました。

その中で昭和 58 年には、経済産業省の「まちづくり事業」に応募して、市民から約 4 億 3,000 万円もの多額の寄付を受けて、歴史博物館「長浜城」が 400 年ぶりに復元されました。また、同年には城の再建を祝って「長浜出世まつり」と銘打って各種のイベントが開催されました。このことをきっかけにして、市民の間に秀吉時代から受け継ぐ住民自治の機運がさらに盛り上がって結実するという好循環が生まれてきました。

昭和 59 年には、「博物館都市構想」を策定してまちづくりの理念を示しました。それは、市民が育んできた文化や伝統的な街の雰囲気や現代の生活の中に活かして、まち全体を博物館のように魅力あるコトやモノで覆い、個性ある美しい町として住んでいこう、というもので、その後のまちづくりはこの構想の下に進められることとなりました。「長浜出世まつり」、「きもの大園遊会」、「アートインナガハマ」、駐車場整備、黒壁銀行の保存、店舗の統一改修、JR の直通化によるアクセスの整備、長浜バイオ大学の誘致など、様々な活動に住民が参加して取り組むようになりました。

現在もその構想が印籠のように概念として残っています。しかし、これも行政による一方的な理念ではなく、実は住民から議会に提案したものであり、住民と理念を共有したことがその後のまちづくりに活かされているとのことであります。

昭和 63 年 4 月に「黒壁」が第三セクターで設立されました。出資金は 1 億 3,000 万円で、商工青年部が動いて民間 8 社から 9,000 万円、1,500 万円が 2 人、1,000 万円が 6 人だそうです。それに加えて、市が 4,000 万円拠出したものです。この出資で黒壁銀行の買取りをしたことが今の発展につながったとのこと。ガラスによるまちおこし、空き店舗マップづくりと解消、イベントの PR などの事業に取り組んできており、町屋を活用して店舗を拡大し、現在、黒壁 30 号館まで増やして経営しております。

一方中心商店街では、「黒壁」の事業展開に合わせて、景観は公共財という考え方の下、行ってみたいまち、そぞろ歩きが楽しめる商業観光ゾーンへの転換を図り、アーケードの撤去やポケットパーク、モニュメントの整備を進めてきました。

昭和 62 年には、伝統的建築様式の建物が連なる景観を形成するため実施する店舗の外観改修費に限度額 150 万円で対象経費の 2 分の 1、夜の賑わいを創出する場合はさらに 50 万円補助するという、市単独補助制度を活用して統一した個店の外観整備を行った結果、毎年 2、3 店舗が活用して現在まで 68 店舗がこの制度を活用し空き店舗の解消に大いに役立っております。ここにおいても商工会の役員が積極的に空き店舗解消に活動しているとのことであります。

また、昭和 59 年からにぎわい商店街づくり、昭和 61 年から美しい景観づくりなど個性的で話題性のあるイベントや既存の地域資源を活かし景観づくりに加え、平成 21 年からは新たな空間と景観づくりで、ますます魅力あるまちづくりに生まれ変わろうとしております。

以上申し上げたように、行政・商店街・三セクの黒壁、それぞれの取組みが連鎖しながらまちづくりを進めた結果、以前は 1 時間に 4 人と 1 匹の犬しか通らないほど寂れた商店街が年間 200 万人の観光客が訪れるようになりました。

委員からは多くの質疑がありましたが、それに対し、次のような説明がありました。

三セクの黒壁は黒字となっていないが周辺の民間事業者が黒字であれば良いこと、空き店舗の活用は住民の理解が前提であること、空き店舗の利用がビジネスチャンスととらえた市外からの参加が 8 割を占めること、行政担当部署にも都市構想の理念に基づいた積極的で強力なリーダーシップがあったこと、民間も自治の機運が高く行政側に責任を押し付けず結果を求めていること、その結果、行政も知恵を出して参加しやすくなること、などであります。

本町も観光地としての魅力向上と住民の利便性向上を図るという難しい課題を抱えています。島の玄関口である中心市街地には、空き家と空き店舗が著しく、大型店舗の撤退もあり、活性化は欠かせません。長浜市とその置かれた環境は異なるものの、示唆に富む取組みでありました。今後とも住民の理解と協力を得ながら、計画的なまちづくりを進めていく必要があります。

以上で、行政視察の報告を終ります。

次に陳情、要望及び請願案件についてであります。

隠岐航路に係る本土寄港地を 1 港とする要望については、まだ調査研究が必要であり、継続して審査することと決しました。

最後に、その他の所管調査事項の調査についてであります。まちづくり対策事業に関する調査について及び地域産業の振興に関する調査については、継続して調査することといたし

ます。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。この報告についての資料は事務局に備え付けておりますのでご高覧願います。

○議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2、特別委員会の中間報告

「特別委員会の中間報告」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、議会広報調査特別委員会と、竹島対策特別委員会から調査事項の件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、議会広報調査特別委員会と竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

始めに、議会広報調査特別委員長の発言を許します。

議会広報調査特別委員長：7番 齋藤幸廣 議員

○7番（齋藤幸廣）

議会広報調査特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、7月10日、17日、22日、28日の4日間開催し、議会だより7月号を8月中旬に配布いたしました。

次に、去る8月28日、松江市の「タウンプラザしまね」で行われた、市町村議会広報研修会の報告をいたします。

当委員会からは、3名の委員が参加し、参加自治体は7町5市でした。講師の西村亮平氏は日本エディタースクールの先生をしておられ、全国の広報誌や新聞などを例に挙げ、記事のグループ分け、見出しの書き方、効果的な写真の使い方など、具体的に教えていただき大変わかりやすい内容でした。参加市町の広報誌の個別クリニックも受けました。そこで指摘されたことも含めて、今後の広報誌づくりに活かしていきたいと考えております。研修会の資料は議会事務局にありますので、ぜひ目を通していただきたいと思います。

今定例会中は、9月22日に委員会を開催し、議会だより10月号の編集方針並びに発行の日程について協議しました。今後の日程は、原稿締め切りを10月23日午前中とし、午後第1回編集会議を行います。そして、10月30日、31日と編集会議を行い、11月中旬配布としますので、ご協力をお願いします。

以上で、議会広報調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（石田茂春）

次に、竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

○12番（米澤壽重）

竹島対策特別委員会からの中間報告をいたします。

当委員会は議会閉会中の7月30日と議会会期中の9月22日に委員会を開催し調査・研究して参りましたので報告いたします。

7月30日の委員会では、報道カメラマン山本皓一氏が2回に亘り竹島へ上陸し撮影した写真により不法占拠の実態を検証しました。山本氏は平成18年と平成23年に竹島に上陸し、身の危険を感じながら写真撮影をしています。僅か5年間で2階建ての島民宿舎が4階建てに改修され更には鬱陵島からの定期便が日本の中古船から大型の高速フェリーに替わっており、不法占拠の強化を実感いたしました。

また、20数名の海洋警察隊が常駐しており、ヘリポートや通信施設・隊員宿舎が山頂付近に集中している様子もうかがい知ることができました。

6月20日には、韓国軍が竹島沖の日本領海を含む海域で射撃訓練を実施したとの報道がありました。韓国による暴挙ともいえるこの訓練は竹島問題の領有権に関わる立場からも、また周辺海域の安全操業の確保の観点からも決して許すことのできない行為であります。

8月29日には「岐阜県西南濃町村議会議長会」が竹島問題に関する調査・研究を目的に本町への行政視察がありました。執行部からの取組みなどの詳細説明の後、当委員会からは委員会の活動方針や主な調査事項などについて報告をいたしました。視察者からは自衛隊の駐屯に関する事項や、日韓の交流のあり方について等の質問がありました。

議会会期中の9月22日の委員会では、啓発・広報活動の強化について協議いたしました。懸案となっている国営による竹島歴史資料館の本町への設置については、再三に亘る要望にも関わらず実現が危ぶまれています。同じ領土問題である北方領土問題は昭和54年に北方領土館が根室市に建設され、北方領土の様子や返還運動の、歴史などが展示されています。

委員からの意見は、各地に分散している資料の実態調査を行い本町で一括管理し、いつでも展示できるよう努めるべきである。国が動かないなら本町が主体的に施設整備に向け動くべきである。ふるさと納税制の活用や民間活力を導入し建設費用の一部に充てる工夫が必要である。このような意見がありました。

執行部からの主な報告は、竹島歴史的資料保存施設の建設に関しての報告がありました。

当施設は久見地区に設置計画を予定しており、漁猟の漁具や古老より伝えられた聞き語りなどをわかりやすく整理し、伝承館機能をもった施設を目指すとのことであります。

9月14日、15日には第3期竹島問題研究会が本町で開催され、座長の下條教授より啓発本『竹島問題100問100答』に韓国内で反論が出ているとの報告がありました。

また、委員により、島内視察が実施され久見地区での地元住民との意見交換会や安龍福が上陸したとされる大久地区の「かよい浦」を訪ねたとのことであります。領土確立に向けた運動のリーダー的役割を果たしている第3期竹島問題研究も来年の3月で終了となりますが、引き続き第4期竹島問題研究会の設置を求め、「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」から要望することを確認いたしました。

なお、所管の調査事項については議会閉会中も調査・研究を進めてまいります。

以上で、竹島対策特別委員会からの中間報告を終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

日 程 第 3、討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第100号「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」から、認定第14号「平成25年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの31件、及び本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

先ず、原案に反対者の発言を許します。

11番：高宮陽一 議員

○11番（高宮陽一）

私は、議第100号「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」のうち、7款・商工費、2項・観光費、3目・観光施設管理費の「ホテルMIYABI改修事業費」1億3,451万1,000円の内、休業補償費1,375万円について反対討論を行います。

ホテルMIYABIにつきましては、ホテル購入時から指定管理者の指定をするまで3回にわた

って反対討論を行ってまいりました。

ホテル購入時には、銀行の不良債権に対して役場が介入するのは問題である。また、「民間でできることは民間で」という方針のもとで推進している行財政改革に反するものだ。

観光客や宿泊客が減少している中で本当に収容能力が落ちるのか、受入れができなくなるのか、当分の間検証してみる度量も必要ではないか、とも申し上げてまいりました。

ホテル設置条例制定の際には、勇気ある撤退をすべきだ。指定管理者の指定の時には、リニューアル工事をしてから指定管理をすべきだ、とも申し上げてきましたが、全く聞き入れてもらえず、ウルトラマラソンや観光客等の受入れのために一部の改修工事を急ぎ、指定管理者を決定してしまったことは、誠に残念なことであります。

さらに、今議会には、リニューアル工事中に休業するため、1,375万円もの従業員の休業補償まで負担することは、行政手法が完全に間違っていたということでもあります。

質疑の中で、ウルトラマラソンでの宿泊者数は約45名余りだったとのことではありますが、当ホテルがなくても十分に受入れは可能ではなかったのかと推測するところでもあります。

休業補償費の説明では、実績に基づき協議の上決定するとのことではありますが、通常であれば指定管理者の責任において営業活動なり施設での研修等を行うべきであり、更なる行財政改革が求められている中で、これ以上の税金を投入することは問題であり町が負担すべきではないとこのように考えます。

“民間で出来ることは民間で”という方針のもとで行政運営を行っている中で、隠岐の将来を担う子どもたちの学校給食についても民間委託を検討しようとしていますが、一方では、民間のホテルを行政が買取るなど、今の隠岐の島町の行政運営は全く一貫性がないと言っても過言ではありません。

町民の皆さんの負託に誠実に応え、しっかりと説明責任が果たせるような行政運営をすることを求め、反対討論を終ります。

○議長（石田茂春）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終ります。

日 程 第 4、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第 100 号「平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

したがって、議第 100 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 101 号「平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」から、議第 109 号「平成 26 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 9 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 101 号から議第 109 号までの 9 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 110 号「隠岐の島町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」から議第 112 号「隠岐の島町総合振興計画の一部変更について」までの 3 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 110 号から議第 112 号までの 3 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 113 号「町道路線の変更及び廃止について」から議第 116 号「物品購入契約の締結について〔中条デイサービスセンター介護浴槽〕」までの 4 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 113 号から議第 116 号までの 4 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号「平成 25 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 14 号「平成 25 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定関係 14 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、認定第 1 号から認定第 14 号までの 14 件は委員長報告のとおり認定されました。

次に、陳情第 1 号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」についてを採決いたします。

本案に対する常任委員長報告は「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、陳情第 1 号は委員長報告のとおり決定されました。

以上で、「採決」を終ります。

日 程 第 5、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、2 件の議案が議員及び委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第 14 条に規定しています要件を満たしていますので直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

始めに発議第 2 号「国境離島特別措置法（仮称）の早期制定を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

11 番：高宮陽一 議員

○11番（高宮陽一）

発議第 2 号 国境離島特別措置法（仮称）の早期制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第1項、2項の規定により提出します。

平成26年10月1日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 高 宮 陽 一

賛成者 隠岐の島町議会議員 小 野 昌 士

賛成者 隠岐の島町議会議員 佐々木 雅 秀

賛成者 隠岐の島町議会議員 米 澤 壽 重

隠岐の島町議会議長 石 田 茂 春 様

発議第2号「国境離島特別措置法（仮称）の早期制定を求める意見書」（案）について提案理由の説明を申し上げます。

自民党・政府では、国境に近く、人が住んでいる10前後の離島を「特定国境離島」に指定し、保全や振興に集中的に取り組むための立法化を検討しており、また、政府においても前向きに捉え、法制化後に具体策に取り組むことが検討されているようであります。

平成24年6月に改正されました離島振興法や離島活性化交付金制度などは、一定の評価はできるものの、竹島問題や海洋資源等の課題を抱えている本町にとっては、一自治体での創意・努力のみでは到底解決できるものではありません。

国境離島である本町は、我が国の重要な国土政策や国防政策の役割を担うものでもあり、国の責任において、国境離島地域の問題解決や地域振興策を網羅した新たな特別措置法の早急な制定を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

なお、意見書の提出先は、衆・参両院議長を始め、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、国土交通大臣であります。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

発議第2号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第2号について、原案とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第3号「手話言語法制定を求める意見書」について提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：小野昌士 議員

○6番（小野昌士）

発委第3号 手話言語法制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成26年10月1日提出

提出者 隠岐の島町議会総務教育民生常任委員長 小野昌士

隠岐の島町議会議長 石田茂春 様

発委第3号「手話言語法制定を求める意見書」について提案理由の説明を申し上げます。

音声聞こえない、音声で話すことができないなど、聴覚障がい者にとって、日常を営む上で手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段であります。障がい者基本法の3条では、「全て障がい者は可能な限り言語、手話を含むその他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めてあります。さらに同法第22条には、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す手話言語法を広く国民に知らせていくことや、自由に手話ができる社会環境の整備を国として実現する必要があります。よって国におかれては上記の内容を盛り込んだ手話言語法を早期に制定するよう強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、厚生労働大臣、以上でございます。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第3号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

日 程 第 7、議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成26年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 14時43分)

以 下 余 白